

人口の動き

人口	4,107 人
世帯数	955世帯
出生	7 人
死亡	6 人
転入	9 人
転出	6 人

(2月末住民登録人口から)

ひがし しらかわ 広報

才160号

発行
東白川村役場総務課
岐阜県加茂郡東白川町
TEL (東白川) 2番

印刷
中部印刷株式会社

昭和48年3月31日発行

創作の 喜び

こどもたちの頭
の中に大きく育ち
つつある夢…。

それが魚や動物
の形となって焼き
あがりました。

楽焼きと版画で
教育効果をあげて
いる五加小学校で
スナップ。



人間の育成
と態度の育成
ありぬく子
みい白地に
きい子
育成

ても何も言えま

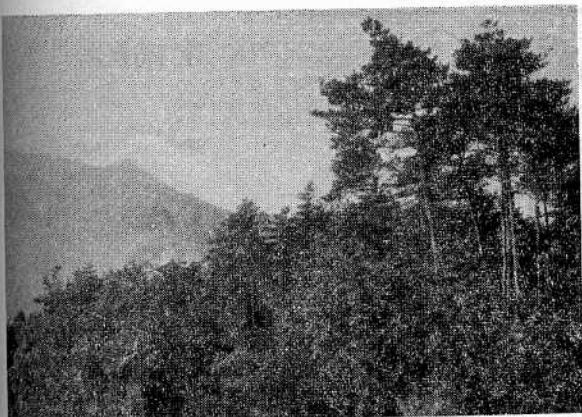
該当者と思われれるかたにはそれ

開発行為は受け入れ拒否

利益とはならない土地の切り売り

昨年の暮れからことしの一月にかけて村に届出があった二件の分譲別荘地造成を目的とした開発行為は、慎重に村と地元が協議の結果、すべて受け入れしないと結論に達しました。村では、おとしの終わりにも越原黒湖地区で開発計画がでて、地元の人たちの利害や、村の将来計画といったことを考えて対処、結局、業者の理解もあつて円満にとりやめとなりました。(広報一四五号で特集)

その後、こうしたことに対処していくための基本事項を定めた自然環境保全条例を昨年七月制定無計画な開発行為や、自然破壊につながる行為の防止に努めていくことになっていきます。



村の美しい自然を見直そう

緑豊かな山林ときれいな水、汚れない空気は、今私たちのいちばんの財産といえます。

今回の開発計画は、その条例に基づき業者から村へ文書によつて届出が行なわれたもので、場所では神土上親田と、五加久須見地内の二カ所です。

届出を受けると同時に、業者から具体的な開発計画の内容聴取を行ない、関係部落である親田、久須見に対し意見を求めました。

一方、議会でもこの問題を重要視して、今後の基本的な方針や、内容の検討が行なわれました。

また、二月六日には村関係者、議員、関係地元代表者などが開発行為の実情を知ろうと、マイクロバスで一日現地の視察も行ないました。

すでに開発行為が行なわれている患那郡坂下町、福岡町、お隣の白川町などの現地を見たり聞いたりして検討資料としたもので、一月から二月にかけて関係部署

では何回かの協議を行なうとともに、議会では全員協議会によつて検討が続けられました。

その結果、両開発行為とも関係地元は反対、村や議会においても今のかたちの分譲別荘地の造成は何ら村や、地域住民のためにプラスとはならないとの結論に達しました。

その主な理由としては、次のようなことがあげられます。

- 一、現在、各地で行なわれている分譲別荘地は、都市の人たちの投機的な目的のみで売買されるだけで、実際に別荘が建ち多くの人たちが入つて、それによつて村や地域がうるおうといった要素が少ない。
- 二、現地へ入るための林道や村道は、地域住民が長年にわたり維持管理をしてきたため、相当の補償はむろん、その目的に添わない行為に対しての使用は許可できない。
- 三、下流地域の水源、水質保全など将来にわたつての心配すべき問題が極めて多い。
- 四、山林は村の生活基盤であり、林産物生産事業としての採算性もあつて、現時点での土地の切り売りは、林業村である本村の将来的な見通しからも好ましくない。
- 五、他町村の実例からも、得るこ

けいじばん



人の動きあれこれ

誕生おめでとう
ご報告です。

(二月)

(大) 沢梅田 典孝 雅也 長男
紀子

(大明神) 松岡 政和 和 希男
なを子

(中) 谷安江 美好 恵 長女
恵津子

(二月)

(大明神) 島倉 功 朗 長男
咲子

(陰) 地) 村雲 静香 美和子 二女
たつえ

(平) 栗本 保彦 和 志 長男
房子

(大明神) 安江 晴夫 章 江 二女
祐子

(平) 村瀬 寛治 伊津子 長女
佳子

(陰) 地) 安江 浩 比奈子 長女
佐智子

(陰) 地) 安江 信一 美紀 長女
恵美



いつまでも
おしあわせに

(二月)

今井孝三 (船本)
田中章子 (岐阜市)

こうしたことから、村では業者に対して行為の不許可の回答をだすとともに、すでに取得している土地については、山林として保有してほしいとの申し入れを行ないました。

しかし、開発業者が五十年後の採算を見込んだ土地を保有するといったことは考えられず、他の業者に転売するなり、法的手段によって開発を強行することなども考えられます。

親田地区はさいわい業者が購入した山林の周囲が民有林に囲まれているため、地主の人たちの同意がない以上手をくだすことはできません。

問題は久須見ですが、業者が無届けで取付け道路の工事を終わっているだけに深刻で、村からの申し入れに対しても考慮するとの回答があったのみです。
今後このふたつの業者とも何らかの投資をしているだけに、簡単に手を引くとは考えられず、今後の出方が注目されます。

村は、議会でも意示決定がされたとおり、今後ともこうした開発行為については反対という方針で対処することになりました。

しかし、土地の売買は個人の自由ということで、最終的には住民

国や県でも、最近のこうした異常な土地ブームに対して、何らかの法的な規制も考えられており、近い将来には立法化されるようです。

村が、皆さんが今この開発問題と、自然環境の保護といった問題を真剣に、将来的な見通しに立って冷静に考えなければならぬといせつな時期といえます。

いちど手離した土地は簡単にはもどらないことと、いつかはこの恵まれた自然環境が、もつと有意義に、そしてそれが私たちの貴重な財産として、生活をうるおす用途がでてくるのではないでしようか。

■村の自然環境を守るため自然保護員を設置

村では、最近のこうした開発行為など自然破壊につながるいろいろな問題に対処するため、昨年制定した自然環境保全条例の一部改正と自然保護員の設置が三月の議会で決まりました。

この自然保護員は、村の人たちの相談役となるとともに、無計画や無届けの行為の監視、自然保護の啓発、地域内の調整や問題解決などを行なうことになっていま

届出された開発行為のあらまし 48. 3 現在

申請地域	東白川村神土下親田字大ダワ1.439	東白川村五加久須見字カナトコ比良3.602
地目	山林	山林
行為の目的	別荘分譲地造成及び取付道路建設	別荘分譲地の開発
開発面積	147,023㎡	5,239㎡ (道路用地のみ)
行為の内容	別荘分譲地造成99,000㎡ (1区画200㎡)と道路(幅4~5m延長3km)の工事	分譲開発地への進入取付道路(幅4~5m延長425m)の工事
自然環境保全の措置	道路全面舗装、測溝、消火栓、管理ハウス、法面張芝、電気引込、水道(私設)	樹木伐採は最小限に止める、土砂の流失等には防止対策を講じる
公共施設の利用	大ダワ林道、河川(佐広谷)	南北橋以遠の林道使用
開発業者	名古屋市中川区八島町3の5 栄開発株式会社 代表取締役 加藤 行雄	土岐市肥田町浅野97の1 山年地所株式会社 代表取締役 松本 政俊
実施期間	昭和47年12月~昭和48年6月30日	昭和48年1月10日~昭和48年4月30日
届書受付	昭和47年12月27日	昭和48年1月11日

す。

この規則は四月一日から施行されますが、定数は五人以内で村長が任命することになっており、現在入選中ですので決定したい広報で紹介いたします。

今後は、保護員を中心として村ぐるみが自然保護の監視役として

将来に悔いを残さない村づくりをすすめていきたいものです。

また、役場の中も一部機構を変え、こうした行為の相談、窓口を明確にしますのでえんりよなくお越しください。

機構改革は四月号で特集します。

けいじばん

- 安江よしの (陰地)
- 樋口豊一 (中谷)
- 村雲政五郎 (神付)
- 田口伊六 (大明神)
- 田口ひこ (中谷)
- 安江森三 (大明神)

(二月)

- 安江とき (平)
- 長尾時一 (平)
- 田口ちよ (平)
- 安江ため (黒淵)
- 安江久江 (大明神)

(二月)



おくわみ
申しあげます

- 今井福次 (大沢)
- 多賀さち子 (白川町)
- 村雲直樹 (中通)
- 今井喜美代 (曲坂)
- 田口光洋 (中谷)
- 近藤豊子 (長野県)
- 古田勝彦 (平)
- 安江百合子 (下親田)

(二月)

母子健康センター

妊婦検診を無料に

よりよい指導と分娩がねらい



この四月から五千円値上げになり
ます。

これは、諸物価の高騰もありま
すが、検診内容の充実や、産後処
理セットの無料化などの実施によ
って、実質的には二千円程度の値
上げということになりました。

母子健康センターが開所してこ
としい四月で五年目、その間に五
百五十九人の新しい生命が、限り
ない祝福を受けて誕生しました。

昭和四十七年度は一月十人平
均を上回り、また最近になって村
外の人の分娩がめだつて増えて、

本年度は六二パーセントの七十
七人と半分以上を占めています。
その大部分が里帰り分娩で、こ
のように年々分娩件数が増えるこ

母子健康センターが、単なる助産
所といった考えかたが強くなって
きたようです。

たしかに交通の便の悪い地域唯
一の助産施設としての重要な役割
りを果たしていますが、助産部門
のほかに指導部門もあることを忘
れてはなりません。

指導部門と助産部門を兼ね備え
たのが母子健康センター
センターでは、指導部門により
以上の力を入れていきます。

母性、乳幼児の健康相談、家族
計画指導を随時に、医師による妊
産婦検診を週二回、母親学級を年
六回、母子健康相談を年六回、乳
児検診と三歳児検診を年一回実施
しています。

このように妊娠前の家族計画指
導から始めて、妊娠中の健康管理
分娩、育児、また家族計画指導と
ひとつの流れを一貫して見守り、
指導していくのが母子健康センタ
ーなのです。

四月から妊婦の検診が無料に
いままです。医師による妊婦の検診
は、一回五百円でしたが、村内に
住所を有し、母子健康手帳の交付
を受けた妊娠についての検診は無
料となりました。

これは、できるだけ医師の検診
を多く受けて、分娩までに異常を
早く発見し、異常があれば早く治
療して、正常で楽なお産をしてい

百二十九名が愛の献血

ことしも移動献血車が来村

三月十五、十六日の両日、県赤
十字血液センターの移動献血車

「宝くじ号」が来村、村内百二十
九名のかたがたが善意の献血を行
ないました。

この献血は、重い病気や大きな
けがなどで苦しんでいる人たちの
輸血用血液の確保が目的で、日本
赤十字血液センターが全国的な組
織で行なっているものです。

本村でも過去五回の献血車によ
る献血が行なわれるとともに、献
血友の会という善意の輪がしたい
に大きくなるうとしていきます。

血液は生命に直結するとうとい
もので、不幸にして間に合わなか
つたらあたら助かる生命を落とす
ことにもなりかねません。

あなたが健康なとき献血してお
けば、将来の自分自身、家族のた
め、さらには社会全体のためにな
るのです。

この運動も、自分自身や家族、
親せきなどで輸血の必要性を体験
されたかたたちの理解は大きなも
のがありますが、いまひとつ村ぐ
るみの盛りあがり欠けているよ

うです。

あなたが健康なときにこそ、献
血をして、万一の場合に備えるこ
とも、不幸な人たちのために役
に立つということをよく理解して
次回にはすすんで献血するように
してください。

献血されたかたには、献血手帳
と血液型のバッジが交付されます
が、次のような特典があります。

▼ 本人や家族のかたで不幸にし
て輸血の必要を生じたときは、
優先的に献血による保存血液が
供給されます。

▼ 献血手帳は、全国共通です。
県赤十字血液センターへ献血
された本人や、その家族が輸血
されたときは、医療機関に支払
われた血液代金の全部または、
一部が給付されます。

役場には、村内の皆さんの血液
型の台帳と、献血をいただいたか
たの台帳を備えています。

緊急時には民生課保健係までご
相談ください。

民生課保健係
有線番号 二一六一

健康な子を出産するためには、妊娠中の健康管理がたいせつで妊娠前期は一カ月一回、八カ月すぎたら一カ月に二回、十カ月に入ったら週一回の検診を受けたいものです。

■入所料が二万五千円になります
いままで二万円の入所料が四月から二万五千円となります。

これは産後処理セットの無料化と、検診料の無料化などで実質的には二千円くらいのアップとなりますが、助産消耗品等の値上がりによってやむおえないものです。
なお、村外の人は五千円増の三万円となります。

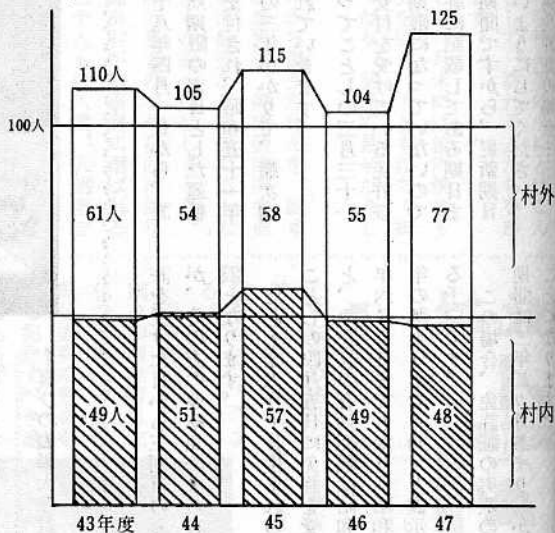
入所費用は七日間が基準ですが、日数を超過した場合は超過料金（産前一日千三百円、産後二千二百円）追加になります。

■母子健康センターが扱うのは正
常分娩だけ

センターでの助産は、第二種助産所（常時医師のいない助産所）となっているため、あくまでも正常分娩が予想される人しか入所できません。

そのため入所者選定基準によって異常妊娠、あるいは重症妊娠合併症があつて異常産や、難産が予想されるとか、母児の生命に危険を招くような場合、また新生児に異常が予想され、あるいは特殊な

年度別出生件数の推移



処置を必要とする場合は、専門医が常時いる病院など医療機関で出産していただくことになっていきます。

特に、村外からの人で注意していただきたいことは、妊娠後期に三回以上検診を受けていない者は入所を認めないことになっていきます。

里帰り分娩されるかたは早めに戻つて、少なくとも三回以上センターで検診を受けるようにしてください。

■職員は、講習会、研修会等に参加し、たえず新しい技術を身につ

加し、たえず新しい技術を身につ

け、よりよい指導と分娩ができるよう努力しています。

また機械器具も年ごとに充実していますが、新年度では胎児診断装置の購入が決まりました。

この装置は、超音波で胎児の心拍をとらえ、妊娠十週から分娩監視まで使用でき、胎児の生死はもちろん全胎状奇胎（ブドウ子）切迫流産など確実に検出、診断できる機械です。

センターは、おかあさんと赤ちゃんの健康と幸福を生みだす皆さんの施設です。

えんりよのない利用と、ご意見をセンターでは望んでいます。

3時間で総合検診

4月から岐阜県健康院オープン

心臓病、高血圧、ガンなどの成人病は、早期発見がたいせつとされています。村でも毎年成人病検診を行なつて早期の発見と治療の指導を続けています。

検査に二、六日を要し、ベット数も限られているところから少数の人しか利用できませんでした。短時間で検査内容の充実した受診を希望されたのはもちろん、いちど自分のからだの総合判定を希望されるかたの利用を次の要領で呼びかけています。

予約

受診はすべて予約制で、健康院の受付へ直接または電話、はがきで申し込む。

（希望の受診日も申し込む）

申し込み後、受診書類と受診日時を本人あて通知

県立保健所、役場保健係でも予約手続きができる。

料 金

ひとり一万五千円

なお、健康診断であるため保険の対象とはならない。

受診前の注意

検査の前日は暴飲暴食をさける。

受診当日は、朝食、湯茶、薬などいっさい中止。

眼底検査の薬で物が見にくくなるため、受診当日は自動車の運転をやめる。

検診時間

毎週月曜日から金曜日まで、午前九時から実施

二トン収繭の体験発表

大坪君がみごと優秀賞を獲得

さる三月七日、東京オリンピック青少年総合センターで開かれた農林省、全養連主催の全国蚕業青年体験発表会に、県代表として本村神土上親田の大坪正信君（信也氏長男）が選ばれ、堂々と発表を行ないました。

惜しくも最優秀賞を逃したものの、アイデアと根性で昨年の凍霜害を克服しての二トン収繭達成の成果と、今後三トンを突破するための問題を究明した大坪君の発



↑喜びの表彰大坪君

表は、多くの参加者の共感を呼ん

だようです。五トン収繭を達成した長野県代表が最優秀に選ばれましたが、同君はこれにつぐ優秀賞を獲得しました。

ことしは三・五トン生産をめざして、今から意欲的に桑園管理など情熱を燃やしていますこのほかにも、若い世代の力がつきつぎと育っていることは、本村養蚕振興に大きな期待を持たしてくれました。

お茶とならんで養蚕も專業農家が増え農業の柱としての地位が固まりつつあるといえます。

繭生産でも上位入賞

がんばった本村養蚕農家

昭和四十七年の東海北陸地方の繭生産性向上コンクールで本村神土親田の大坪信也さんが最優秀賞、神土西洞の今井好美さんが努力賞を授賞されました。

また同日、県主催の近代養蚕経営改善競技会では、養蚕自立経営の部で水田全面転換をしてめざましい成果をあげられている越原栃山の安江化平さんが優等賞を獲得されました。

この表彰伝達

は、さる三月一日岐阜市で開催された県主催の岐阜県蚕糸祭の席上で行なわれ

最優秀の大坪さんには、農林大臣賞、全国繭生産性向上推進協議会

この数多くの授賞を機に、ことしも蚕糸情勢が明るいだけに、いっそうの良質な繭の増産が期待されます。明るい話題の多い養蚕農家にとって一トン、二トンの収繭は夢ではなくなったようです。

書換えは誕生日

四月から運転免許証

昨年の道路交通法の改正によって、運転免許証の有効期間が四月一日から改正されます。

今まで運転免許証の有効期間は免許証の交付を受けた日から三年とされていましたが、免許証の更新期日をその人の誕生日に結びつけて、更新忘れを防ぐよう改正されるわけです。

昭和四十八年四月一日から、誕生日を有効期限の末日とした運転免許証が交付され、昭和五十一年三月までの三年がかりで、順次切り替えられていきます。

したがってことしの三月三十一日まで交付を受けている免許証は誕生日期限になっていないのでその免許証に記載してある期日までが有効期間ですから、更新期日を忘れないようにしてください。

▼新規取得免許証の場合……新しく免許を受けたかたは、免

許を受けた日から三回目の誕生日が、その方の運転免許証の有効期限となります。

たとえば六月十日生まれの人がことしの四月五日に免許を受けることし、免許証の有効期限は昭和五十年六月十日までとなり「昭和五十年の誕生日まで有効」と表示される予定です。

この場合、免許証の実際の有効期間は二年二カ月あまりしかないこととなります。

最初の更新の場合は、適性検査を受けた日から数えて四回目の誕生日となり、その後の更新については、更新前の免許証の有効期間満了後の三回目の誕生日となります。

たとえば三月五日生まれの人がことしの四月七日に更新申請して適性検査を受けた場合、免許証の有効期限は、昭和五十二年三月五日となり、「昭和五十二年の誕生日まで有効」の免許証が交付されます。

この場合、免許証の実際の有効期間は、三年十カ月あまりとなります。

このように誕生日更新の免許証に切り替えられていきますが、四月一日から改正法が施行されても自動的に誕生日まで有効の免許証にはなりません。

現在みなさんをお持ちの運転免許証の有効期限は、その免許証に記載してある期日までですから、おまちがいのないようにしてください。

知事賞など30人も入選

楽焼、版画で張切る五加小

校舎内いたるところに作品が展示され、学校生活の中にとけ込んだ学習として、訪れる人たちを感心させます。

ことしも一月末には校内焼きもの展覧会を開き、子どもたちで批評しあったり、父兄に見せたりしました。

その中から優秀な作品を、岐阜日々、岐阜放送、美術研究所主催県、岐阜市教委など後援の第十七回県焼きもの展へ出品しました。

多数の応募者の中から同校四年生今井隆良君が知事賞に選ばれるなど、三十人も入賞、入選者をだす好成績をあげました。

入賞作品は、二月十七日から三日間岐阜市民会館で展示、一般公開されました。同校喜びの入賞者は次のとおりです。

知事賞 今井隆良(四年)、県教員 熊崎康二(三年)、岐阜日日、岐阜放送賞 中村友二(三年)、佳作 今井政人(三年)、桂川和巳(四年)、村雲由喜(四年)、安江寿明(四年)、井戸美和子(六年)、安江雅彦(六年)、熊崎茂晃(六年) その他入選者二十八人



村の文化財



■ 神土の四つ割り石碑

東白川の住民が、仏教信者から神徒に変わったのは明治三年から四年のことである。

公民館前の四つ割りの南無阿弥陀仏の石碑は、村の廃仏毀釈の歴史を語る記念すべき遺物である。

廃仏毀釈というのは仏教を廃止し釈迦を毀ち棄てるという意味で、この仏教排斥運動の歴史は古い。

江戸時代になって神学、国学の研究が盛んになるとともににしたいに強まり、特に幕末になって復古精神とともに敬神崇祖の観念が高まり、仏教を一挙に打倒しようとする運動が盛んとなった。

明治新政府は当初神道による祭政一致の政治を理想とし、そのためにもまず神社と寺をはっきり分離することを目的として(当時ま

治元年に神仏分離令を出した。しかし、当時は諸政一新、旧弊打破の革新の風潮が国中にみなぎっていたので、単に神仏の分離だけに止まらず、仏教廃止運動にまで広がり、全国各地で仏像仏具の焼き棄て、寺こわし、神葬改宗などが行なわれ、この時に京都や奈良の寺に残っていたわが国の貴重



若い革新論者の青山直道(二十四歳)が大参事となって藩政の実権を握り、明治三年に領内に「廃仏毀釈令」を布告して、藩主の菩提寺の雲林寺をはじめ、領内の二十四方寺を壊し、嚴罰をもって領民に対し徹底的に神道への改宗を強制した。

南無阿弥陀仏碑はもと神土常楽寺(現役場敷地)の山門に建てていたものであるが、廃寺強行の時苗木藩の神事係水野忠昭と大監倉岩瀬邦雄が苗木から連れてきた石工に割らせ廃棄させ、長く四散していたものを、昭和十年に平の有志のひとびとが集めて再建したものである。

な古い歴史的文献の多くが散失してしまった。

この廃仏毀釈の激しかった所としては、松本、伊勢、土佐、多度津、富山、苗木などがよく知られており、特に苗木藩は知事の権力で徹底的に行なわれた事で有名な。

苗木藩は明治二年の藩政改革で仏教排斥、復古神道をもっとも強

廃仏毀釈の嵐の吹いたのは、明治三、四年だけで、明治五年には政府の宗教政策の転換により、全国的にほとんど止んでしまった。しかし、寺や位牌を無くしてしまつた東白川など苗木領内には再び仏教は興らず、全国でもめずらしい仏教のない村となつてしまつた。

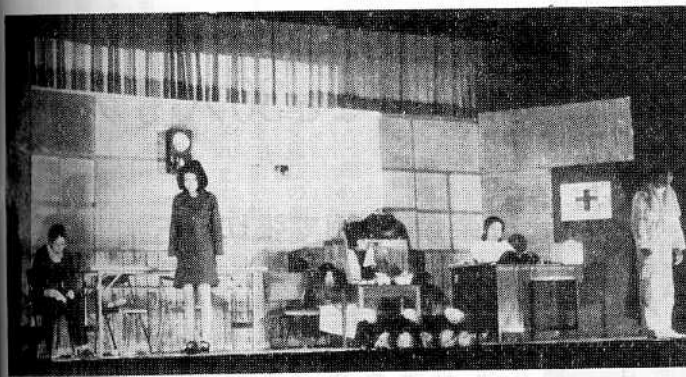
→ 歴史を物語る石碑

欲しい後継者への理解

教えられること多い青年祭

東白川青年団の青年祭が、ことしも三月十八日東白川体育館で開かれました。

四つのブロックに分れての演劇と、研究発表、フォークソング発表など、午前十時から午後四時まで



で日ごろの練習成果を力いっぱいひろうしました。

毎年の例によってことしも観客のほとんどがこどもたち、熱心に演技したり運営にあたった青年たちにはほんとうに気の毒な一日：各地の青年活動の低迷が問題になっている現在、こうし

た目的達成のために七十余名の若者たちが日夜努力し、明るく健全な歩みを続けていることは、よき後継者を求めている村にとって喜ばしいことといえます。

しかし、喜ばしいはずの村の人たちが、青年たちの活動の仕上げの場ともなるべき青年祭に、参加してやれないのはなぜでしょう。

時期とか、それぞれの仕事など理由はあるかも知れないが、一年三百六十五日のたった一日、客席にすわって拍手と応援してやれない原因をよく考えてみる必要があると思います。

青年たちはこの大会を畏れ

家庭裁判所で遺産に関する紛争事件を取り扱っていますと、被相続人が生きているうちに適切な遺言をしておけば死後これほどのめごとは生じなかったであろうと感ずることがしばしばあります。

しかし、遺言はあっても、日時を書き忘れたり、署名しなければならぬのにゴム印を押ししたりして法律で決められた形式が守られていないため、かえって親族間にはげしい争いを起したという事例もみられます。そこで今回は遺言の方式について説明しようと思います。

裁判所だより

遺言のはなし

自筆証書による遺言のことをお知らせしましょう。

自筆証書遺言というのは簡単にいうと遺言しようとする人が自身で遺言の内容、日付、氏名などを全部書き、印を押ししたものをいいます。タイプや代筆ではいけません。また、字を書き加えたり

たことにはなりません。こうして作成された遺言書は、本人が死亡したとき家族の人たちからすみやかに家庭裁判所へ提出して検認を受けることになってお

りません。封印がある遺言書は、家庭裁判所で相続人立会のもとでなければ開封することができません。これは偽造や後日の争いをさける目的から家庭裁判所に後見的役割を負わせようとしたも

削ったり、あるいは訂正する場合には欄外に本行何字加入とか、何字削除、何字訂正というようにその変更箇所を示し、変更した旨付記し、署名し、かつ変更箇所を捺印しなければなりません。したがって、ある部分を消すつもりで単に赤線を引いただけでは抹消され固く守られます。

遺言は身分上の大事な行為です。ので誤りなく正しく活用されることを望まれます。もし、遺言のことでわからないことがありましたらどしどし家庭裁判所へ相談においで下さい。相談は無料で秘密は固く守られます。

お分けします

青年団文集「わかあゆ」
発行 3月下旬
内容 団員寄稿および特別原稿
村の農業情勢
写真、詩、コミック
単価 200円
申込 最寄りの青年団員